

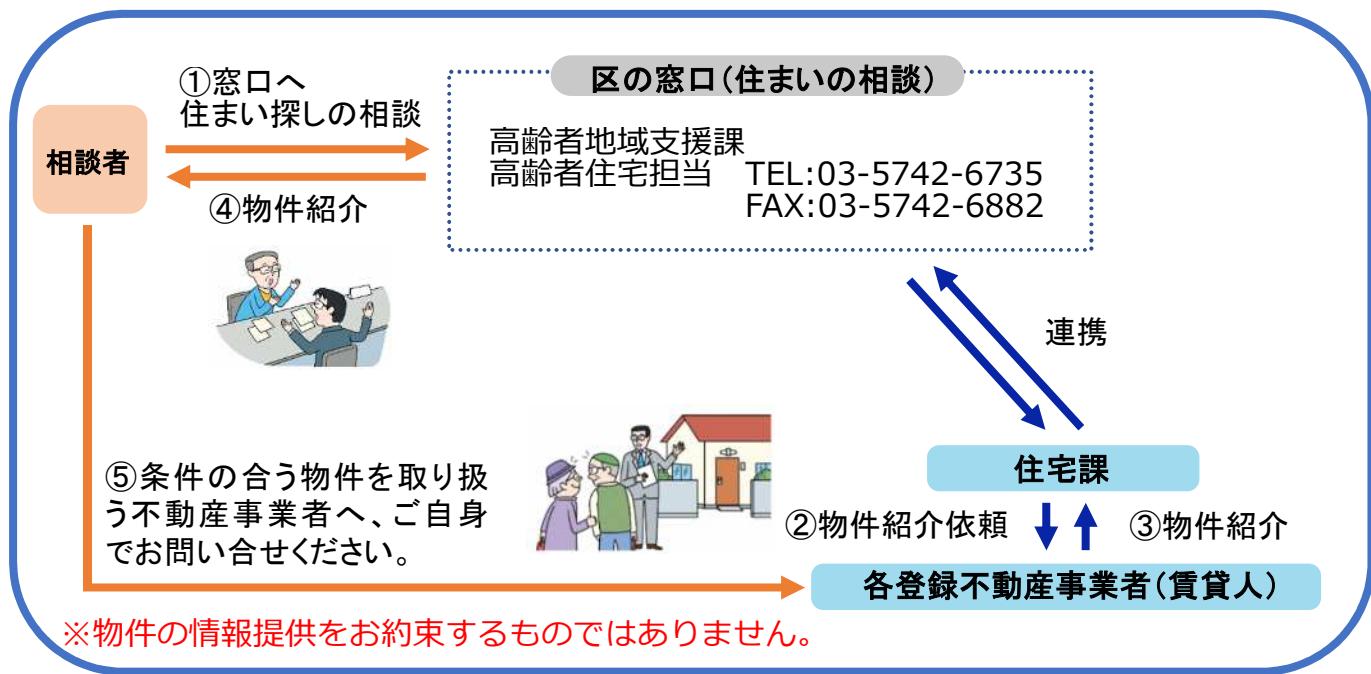
高齢者の住宅あつ旋事業

民間賃貸住宅への入居でお困りの方へ

高齢者住宅あつ旋事業の概要

品川区では、民間賃貸住宅への入居に関してお困りの方に対し、不動産事業者と区が連携して住宅をあつ旋し、礼金等の助成をします。まずは区の窓口へご相談ください。

住宅あつ旋の流れ（住宅確保要配慮者入居促進事業と連携）



対象となる方

○下記のすべてに該当すること

- ・ 65歳以上の単身世帯または構成員が全員65歳以上である世帯の者
- ・ 品川区に引き続き2年以上居住していること
- ・ 賃貸人の親族でないこと
- ・ 登録不動産事業者の従業員でないこと
- ・ 過去に本事業に基づくあっせんを受けている場合、賃貸借契約日から1年を経過していること

→裏面に続く

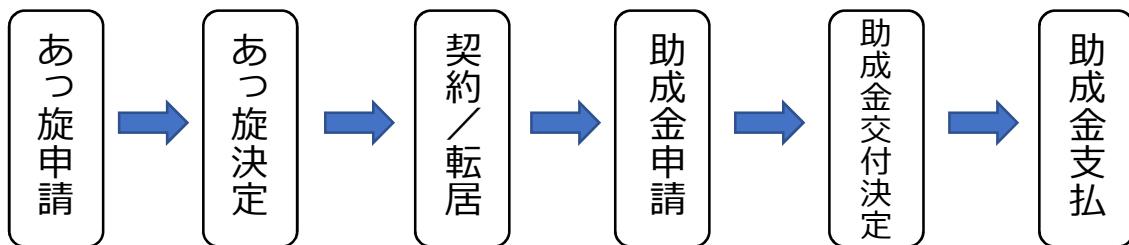
高齢者の住宅あつ旋事業

転居に伴う礼金等の助成について

助成金の申請の流れ

高齢者住宅あつ旋事業に申請し、契約・転居された方には、礼金等の転居時の一時経費を助成します。※所得の制限があります。

【助成の流れ】



【要件】

※世帯主の前年所得が以下の基準額以内であること

○単身者…2,572,000円以内 / 2人世帯…3,052,000円以内

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書
- ② 助成金交付請求書
- ③ 新たに契約した賃貸借契約書の写し
- ④ 契約時に支払った礼金等の計算書、領収書の写し
- ⑤ 家財の移送費（引越し費用）の契約書および領収書の写し

①・②の書類は、区役所にあります。

助成内容について

【助成金の限度額】 ※立ち退き料等がある場合は、その額を助成額から控除します。

助成内容	限度額	
	単身	世帯
①礼金	35,000円	55,000円
②敷金	35,000円	55,000円
③仲介手数料	35,000円	55,000円
④初回保証委託料	50,000円	50,000円
⑤家財の移送費	30,000円	50,000円
合計	185,000円	265,000円

※支払額が限度額よりも低い場合は、支払額と同額になります。

お問合せ

品川区 福祉部 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当

TEL : 03-5742-6735 FAX : 03-5742-6882